

騒音・振動の届出案内

～特定建設作業～

この案内は、建設工事にともなう騒音・振動について、生活環境を保全し、市民の健康を守るため、騒音規制法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下、「県条例」という。）及び振動規制法に定められた規制や届出等を解説したものです。

各届出様式は、滝沢市のホームページからダウンロードし、書類の作成を進めてください。

滝沢市 市民環境部 環境課

（令和6年12月1日現在）

目次

1	規制対象地域	1
2	規制対象作業	1
3	規制基準	1
4	特定建設作業の届出	2
4. 1	届出の注意事項	2
5	改善勧告及び改善命令	3
6	報告及び検査	3
7	届出窓口	3

1 規制対象地域

騒音や振動を発生する建設作業を行う際に規制の対象となる地域は、本市の場合、都市計画法に定める用途地域により、表1のとおり区分されます。

表1 規制対象地域

特定建設作業 の規制区分	当てはめる用途地域
第1号区域	1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域 2 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 3 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 4 工業地域のうち、学校（幼稚園含む。）、保育所、入院施設のある病院・診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内
第2号区域	用途地域が指定された地域のうち、第1号区域以外の区域

2 規制対象作業

規制対象地域において、別紙1及び別紙2に示す建設作業を行う場合は、特定建設作業として、市に届出が必要です。

3 規制基準

特定建設作業を行うに当たっては、表2に示す規制基準が適用されます。

なお、表3に示す場合においては、規制基準の一部の適用が除外されます。

表2 規制基準

作業区分	規制基準	作業禁止時間		1日の作業限度時間※		連続作業限度時間	作業禁止日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
騒音規制法 対象作業	85 dB	午後7時 ～	午後10時 ～	10時間	14時間	6日	日曜日 その他の 休日
振動規制法 対象作業	75 dB	午前7時	午前6時				

備考

- ・騒音・振動規制基準は、作業場所の敷地の境界線における値
- ・騒音規制基準の85デシベルを超えている場合、騒音防止の方法の改善等について勧告又は命令を行うに当たり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。
- ・振動規制基準の75デシベルを超えている場合、振動防止の方法の改善等について勧

告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。

表3 規制基準の適用が除外される場合（該当に○）

適用が除外される作業	作業禁止時間	1日の作業限度時間	連続作業限度期間	作業禁止日
作業を開始した日に終わる場合	○	○	○	○
災害その他非常事態発生の場合	○	○	○	○
人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合	○	○	○	○
鉄道、軌道上の正常な運行確保のため作業を行う場合	○			○
道路法第34条による作業条件が付された場合	○			○
道路法第35条による作業条件の協議がされた場合	○			○
道路交通法第77条第3項の許可条件として付された場合	○			○
道路交通法第80条第1項により協議された場合	○			○
電気事業の変電所工事での安全確保のため必要がある場合				○

4 特定建設作業の届出

前記1の規制対象地域及び前記2の規制対象作業に該当し、前記3の規制基準が適用される場合は、表4に示す届出を行うことが義務付けられています。

表4 特定建設作業届出

届出の種類	届出者	届出期限	添付書類	根拠条項
特定建設作業実施届出書	工事の請負業者 (元請業者)	特定建設作業開始日の7日前まで	①付近の見取図 ②工事の工程表	騒法・振法 14-1 騒・振規 様式第9

4.1 届出の注意事項

(1) 届出は、2部を提出してください（審査後、1部を返却）。

(2) 騒音規制法及び振動規制法の両方に該当する特定建設作業については、法ごとに

届出をしてください。

その場合、添付書類は兼用できるものとします。

- (3) 当初届出をした期間内に作業が終了できない場合は、延長して作業を開始する7日前までに延長期間分の届出を提出してください。

5 改善勧告及び改善命令

特定建設作業において発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は作業時間を変更すべきことを勧告することができます。

更に、勧告を受けたものがその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法の改善又は作業時間の変更を命ずることができます。

改善命令に違反した場合は、罰則の適用を受けることがあります。

6 報告及び検査

市長は、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定建設の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に特定建設作業を伴う建設工事の場所に立ち入り、検査させることができます。

報告をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは検査を妨げる等の行為をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。

7 届出窓口

滝沢市 市民環境部 環境課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼 55

TEL：019-656-6510（課直通）

E-mail：kankyou@city.takizawa.iwate.jp

騒音を発生する施設・建設作業の一覧

●特定施設（法第2条第1項の政令で定める施設。政令別表第1） ・ 騒音発生施設（県条例第2条第11号の規則で定める施設。県規則別表第4）

No.	施設の名称		規模等	法No.	県No.	
1	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW（キロワット）以上のもの	1 イ	-	
		製管機械	すべてのもの	1 ロ	-	
		ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	1 ハ	-	
		液圧プレス	矯正プレスを除く。	1 ニ	-	
		機械プレス	呼び加圧能力が294kN（キロニュートン）以上のもの	1 ホ	-	
		せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	1 ヘ	-	
		鍛造機	すべてのもの	1 ト	-	
		ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	1 チ	-	
		プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。	1 リ	-	
		タンブラー	すべてのもの	1 ヌ	-	
		切断機	といしを用いるものに限る。	1 ル	-	
2	金属加工用の施盤（ベルト駆動式のもの）		すべてのもの	-	1	
3	空気圧縮機（環境大臣が指定するものを除く。）及び送風機		原動機の定格出力が	7.5kW以上のもの	2	-
				3.75kW以上7.5kW未満のもの	-	2
4	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	3	-	
5	織機		原動機を用いるものに限る。	4	-	
6	建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が	0.45m ³ （立方メートル）以上のもの	5 イ	-
				0.45m ³ 未満のもの	-	3
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg（キログラム）以上のもの	5 ロ	-	
7	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	6	-	
8	木材加工機械	ドラムパーカー	すべてのもの	7 イ	-	
		チッパー	原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	7 ロ	-
				2.25kW未満のもの	-	4(1)
		砕木機	すべてのもの	7 ハ	-	
		帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が	15kW以上のもの	7 ニ	-
				7.5kW以上15kW未満のもの	-	4(2)
				木工用のものにあつては原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	7 ニ
				1.5kW以上2.25kW未満のもの	-	4(3)
		丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が	15kW以上のもの	7 ホ	-
				7.5kW以上15kW未満のもの	-	4(2)
				木工用のものにあつては原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	7 ホ
		1.5kW以上2.25kW未満のもの	-	4(3)		
かんな盤	原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	7 ヘ	-		
		1.5kW以上2.25kW未満のもの	-	4(4)		
9	抄紙機		すべてのもの	8	-	
10	印刷機械		原動機を用いるものに限る。	9	-	
11	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	10	-	
12	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。	11	-	
13	冷凍機		原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	-	5	
14	冷却塔		原動機の定格出力が0.75kW以上のもの	-	6	
15	バーナー		燃料の消費能力が1時間当たり50ℓ（リットル）以上のもの	-	7	

●特定建設作業（法第2条第3項の政令で定める作業。政令別表第2）

No.	作業の種類	法No.
1	くい打ち機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	1
2	びょう打機を使用する作業	2
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m（メートル）を超えない作業に限る。）	3
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	4
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	5
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	6
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	7
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	8

振動を発生する施設・建設作業の一覧

●特定施設（法第2条第1項の政令で定める施設。政令別表第1）

No.	施設の名称	規模等	法No.	
1	金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。	1 イ
		機械プレス	すべてのもの	1 ロ
		せん断機	原動機の定格出力が1kW（キロワット）以上のもの	1 ハ
		鍛造機	すべてのもの	1 ニ
		ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの	1 ホ
2	圧縮機（環境大臣が指定するものを除く。）	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	2	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	3	
4	織機	原動機を用いるものに限る。	4	
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	5	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	5	
6	木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	6 イ
		チップパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	6 ロ
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	7	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの	8	
9	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	9	
10	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。	10	

●特定建設作業（法第2条第3項の政令で定める作業。政令別表第2）

No.	作業の種類	法No.
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	1
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	2
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m（メートル）を超えない作業に限る。）	3
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	4